

本仕様書に記載の内容は企画提案のために設定したものであり、実施段階における協議を踏まえ、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。

業務名：令和８年度沖縄県交通デジタルシステム活用実証業務

企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

令和８年度沖縄県交通デジタルシステム活用実証業務

2. 業務の背景及び目的

令和５年度に開催された「沖縄交通リ・デザイン実現検討会」において、沖縄県は自家用車前提のライフスタイルが深く根付き、これまでの経済成長を支えてきた一方で、そのようなライフスタイルが慢性的な交通渋滞の発生や、それに伴う環境負荷の増加など、生活・社会・経済の質の低下につながる要因となりつつあるとされ、そのような状況を改善するべく「ライフスタイルの転換」と「公共交通の利便性向上」の二つの取組について、官民が連携して一体的に取り組む必要性が示された。

本業務は、令和７年度の沖縄県交通デジタルシステム活用検討委員会の検討を踏まえ、既存の交通データを活用したデータ整理・分析の実施及び交通事業者への支援の検討のほか、交通データの具体的な活用方策として、今後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第２７条の１４第１項に基づく、地域公共交通利便増進実施計画（以下、「利便増進実施計画」という。）及び地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和２年法律第３２号）第１０条第１項に基づく、共同経営計画の策定に資する取り組みを実施するとともに、公共交通施策の評価等のためのモニタリング手法についての実証実験を行い、沖縄県における交通デジタルシステム像と交通データの活用のあり方について将来的な社会実装も見据えながら検討を進めるものである。

3. 履行期間

契約の日から令和９年３月１９日まで

4. 提案上限額

企画提案における提案上限額は、24,992,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、この範囲内で実施可能な業務を提案すること。なお、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約金額ではない。

5. 業務内容

(1) 既存交通関連データの整理・分析

令和8年度に実施したバス・モノレール半額実証事業で収集した乗降データ（OKICAのODデータ等）をはじめ、国勢調査の人口分布、パーソントリップ調査データなどを組み合わせて、横断的な分析を行う。

また、分析結果について、今後のバス事業者の運行改善や路線の効率化などに資するものとするに加えて、利便増進実施計画及び共同経営計画の検討に資する基礎資料として活用できるよう整理する。

(2) バス事業者支援に向けた検討（バス網の効率化・路線見直しの検討）

(1)の分析結果を踏まえ、事業者にとって有益なデータ活用の在り方、フィードバックの方法、継続的な活用手法について整理する。

検討にあたっては、運行管理の効率化、路線・ダイヤの見直し、利用実態の把握等、実務上の活用場面を念頭に置き、事業者支援及び利便増進実施計画の検討に資する観点から整理を行うものとする。

併せて、交通関連データを活用した継続的なモニタリングのあり方、交通事業者とのデータ共有及びフィードバックの仕組みについて整理するとともに、今後の継続的なデータ提供・活用に向けた運用方法について整理する。

(3) 利便増進実施計画（骨子案）の作成

(1)の分析結果を踏まえ、交通事業者、市町村及び関係機関との協議・調整を行い、利便増進実施計画の策定に向けた骨子案を作成する。

骨子案の策定に当たっては、既存の会議体の活用を含め、ワーキング形式による意見交換を3回程度実施し、交通関連データ及び検討内容を共有するとともに、対象路線及び実施が想定される事業等の基本的な方向性を整理する。

※既存の会議体（沖縄県地域公共交通協議会及びその分科会等）の活用を含めて検討すること。

(4) 共同経営計画策定に向けた検討

利便増進実施計画の対象候補路線のうち、共同経営（運行）による運行改善が想定される路線を対象として、共同経営計画策定に向けた検討を行う。

対象路線について、既存の共同運行の実施状況、利用実態、運行本数、ダイヤ

等を整理・分析し、共同運行、ダイヤ調整等の共同経営により実施する取組み内容について検討する。

検討に当たっては、関係交通事業者との個別協議等を行い、共同経営の対象、実施内容、実施方法等について具体化を図ること。

併せて、今後の共同経営計画の策定及び国の認可に向けた課題、関係者との必要な調整事項等を整理する

(5) 利便増進実施計画（骨子案）の整理

利便増進実施計画の骨子案においては、沖縄県が策定している沖縄県地域公共交通計画等の上位計画及びまちづくり・観光振興等の関連計画、並びに「沖縄県公共交通活性化推進協議会」におけるこれまでの議論を踏まえ、整合性を図ること。

併せて、今後の利便増進実施計画策定及び国の認定に向けた課題、関係者との必要な調整事項等を整理する。

(6) モニタリング手法の実証実験

公共交通施策の効果を継続的に把握・評価するためのモニタリング手法について、その活用可能性を検証するため、実証実験を実施する。

実証にあたっては、交通関連データを活用したモニタリング手法の適用性及び実務への活用可能性について検証するものとする。

実証結果を踏まえ、既存路線における運行管理の効率化、定時性の向上及びダイヤ見直し等への活用可能性を整理するとともに、将来的な路線網再編、利便増進事業への展開可能性及び共同経営による運行改善について検討するものとする。

なお、実証内容及び方法については、業務目的を踏まえた提案とすること。

(7) 報告書の作成

本業務の成果及び得られた知見を整理し、今後の交通関連データの活用及び利便増進事業の推進に向けた課題を踏まえ、報告書を作成すること。

6. 成果物

- (1) 検討委員会資料・議事録要約版・議事録詳細版 1式
- (2) 報告書 1式
- (3) その他関係資料 1式
- (4) 上述の電子データ 1式

7. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

8. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- (3) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいず

れかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。